2026年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：一般社団法人 三重県社会社会福祉士会
後援：公益社団法人 日本社会福祉士会
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2012年4月から実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。2021年から社会福祉士の養成カリキュラムが新しくなり、社会福祉士会が実施する実習指導者講習会は、2022年度より新カリキュラムに対応した内容となっています。下記の日程で、2026年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届け出たものです。

日程・会場・定員・内容

日 程	2027年2月6日（土）～2月7日（日）
会 場	オンラインで開催
定 員	50名
社会福祉士を対象とした２日間の研修 （実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の４科目構成）	

研修プログラム

【１日目】

9:45～10:00	オリエンテーション/開講挨拶	
10:00～12:00	実習指導概論（講義２時間）	1. 社会福祉士の意義と役割 2. 実習の制度上の枠組みと意義 3. ソーシャルワーク実践と実習プログラム 4. 個人情報保護と実習での対応 5. 実習指導における専門職の役割
12:00～12:45	昼食・休憩	
12:45～14:45	実習マネジメント論（講義２時間）	1. 実習マネジメントの意義と対象 2. 施設・機関内における実習マネジメント 3. 施設・機関外における実習マネジメント 4. 実習におけるリスクマネジメント 5. 実習マネジメントの実際
14:45～15:00	休憩	
15:00～18:00	実習プログラミング論（講義３時間）	1. 実習プログラムの考え方 2. 実習プログラミングの方法 3. 実習の展開方法 4. 実習プログラム構築の具体例

【２日目】

9:00～17:00	実習スーパービジョン論 （講義・演習７時間） ※途中に昼食・休憩あり	1.「スーパービジョン」の基礎理解 2. 実習スーパービジョンの特質 3. 実習プログラムと実習スーパービジョンの 展開 4. 実習スーパービジョンの実際
17:00～17:15	まとめ　閉講挨拶	

申し込み方法等

1．受講対象者・資格

・社会福祉士であること。
・パソコンで Zoom ミーティングに参加する環境を整えられること。
（カメラ及びマイク利用必須、スマートフォン・タブレットでの参加不可）
※同室内で複数人で参加されるとハウリングをおこすためご遠慮いただくか、ヘッドセットでの対応をお願いします。

2．受講費（※テキスト代は含みません。※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。）

都道府県社会福祉士会会員：10000 円　　その他の社会福祉士：30000 円

3．申込方法

①下記の QR コード、もしくは下段の URL からお申込みください。
【URL】https://forms.gle/uG8FHqQ3ATUNoWqN9

②受講資格（社会福祉士）を確認しますので都道府県社会福祉士会会員以外の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。
③お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。
④受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は受講申込書の（実習指導との関わり）をご記入の上お申込ください。

4．申込受付期間：11 月 9 日(月)～12 月 11 日(金)

申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

5．受講可否の通知

受講可否は **12 月 25 日(金)** ごろまでにメールにてご連絡します。あわせてオンライン ZOOm案内、受講費の納入方法、キャンセルの扱い、テキストの購入等についてもご案内します。

6．申込上のご注意

①受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、ご記入ください。
②受講申込書の（お名前・生年月日・ご住所）は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、必ずご記入ください。

7．研修テキストについて

『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版、2022 年）を講習会テキストとして位置づけています。原則、実習指導者講習会当日までに『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』をお読みください。テキスト購入方法については受講決定時にご案内します。

8．修了の認定

①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退・通信トラブルによる途中退席などがある場合は修了とはなりません。
②修了者には、研修終了後に修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

9．備考

受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申込ください。

【注意】
⑴研修単位について
本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。　**科目の区分**：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅰ
科目名：人材育成系科目Ⅰ　　**単位数**：１単位
⑵本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。
（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

「社会福祉に関する科目を定める省令　第四条八号」
実習施設等におけるソーシャルワーク実習（市町村においてソーシャルワーク実習を行う場合を含む。次号において同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

お問合せ先・申込先：一般社団法人三重県社会福祉士会 事務局 石川
〒514-0003（住所）三重県津市桜橋 2-131　　三重県社会福祉会館 4 階
TEL：059-253-6009（代）　（受付時間　平日：月～金　10：00-16：00）
FAX：059-228-6008　　E-mail：mie-csw@mie-csw.org